

市第108号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中

| | | |
|------------------|--------|-------------|
| 「横浜市中心卸売市場南部 | 横浜市金沢区 | 168,227平方 |
| 市場（以下「南部市場」という。） | | メートル（うち公の施設 |
| | | 155,887平方 |
| | | メートル）」 |

を削る。

第3条第1項南部市場の部を削る。

第4条第1項南部市場の部を削る。

第5条第1項中「南部市場 午前0時から午後12時まで」を削る。

第6条南部市場の部を削る。

第8条第1項南部市場の部を削る。

第17条第1項南部市場の部を削る。

第81条の2第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 横浜市本場青果部市場取引委員会
 - (2) 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会
- 第81条の2中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第1中

「

| | |
|------|----------------------------|
| 水産物部 | 生鮮まぐろ類その他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
| 花き部 | 第2号又は第3号に掲げる花き以外のもの |

」

を

「

| | |
|------|----------------------------|
| 水産物部 | 生鮮まぐろ類その他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
|------|----------------------------|

」

に、

「

| | |
|------|--|
| 水産物部 | あじ、さばその他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
| 花き部 | 菊及びカーネーションの切花、シクラメン及び日日草の花木のはち植のもの、花壇用苗物並びに規則で定める切花及び花木のはち植のもの |

」

を

「

| | |
|------|---------------------------|
| 水産物部 | あじ、さばその他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
|------|---------------------------|

」

に、

「

| | |
|------|---|
| 水産物部 | 第1号又は第2号に掲げる生鮮水産物以外のもの及び生鮮水産物の加工品並びに規則で定める食料品 |
| 花き部 | かきつばた及びほおずきの切花、そてつの枝物、花きのうち加工されたもの並びに規則で定める切花、枝物及び花木のはち植のもの |

」

を

「

| | |
|------|---|
| 水産物部 | 第1号又は第2号に掲げる生鮮水産物以外のもの及び生鮮水産物の加工品並びに規則で定める食料品 |
|------|---|

」

に改める。

別表第2南部市場の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において横浜市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定による登録を受けていた横浜市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）のせり人は、当該登録の有効期間内に限り、同項の規定による登録を受けている横浜市中央卸売市場本場（以下「本場」という。）のせり人とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日において横浜市中央卸売市場業務条例第18条第1項の規定による許可を受けていた南部市場の仲卸しの業務を行おうとする者又は同条例第26条第1項の規定による承認を受けていた南部市場の卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律

第35号) 第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて横浜市中央卸売市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。) から卸売を受けようとする者(仲卸業者(同条例第18条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、それぞれ、同条例第18条第1項の規定による許可を受けている本場の仲卸しの業務を行おうとする者又は同条例第26条第1項の規定による承認を受けている本場の卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)とみなす。

提 案 理 由

横浜市中央卸売市場南部市場を廃止するため、横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（市場の名称、位置及び面積）

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|---------|--------|----------------|
| （省 略） | （省 略） | （省 略） |
| 横浜市中央卸売 | 横浜市金沢区 | 168,227 平方メートル |
| 市場南部市場（ | | ル（うち公の施設 |
| 以下「南部市場 | | 155,887 平方メー |
| ）」という。） | | トル） |
| （省 略） | （省 略） | （省 略） |

（取扱品目）

第3条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。

（本場の部省略）

南部市場

| | |
|------|------------------------------------|
| 青果部 | 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定める その他の食料品 |
| 水産物部 | 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその 他の食料品 |
| 花き部 | 花き |

（食肉市場の部及び第2項省略）

（開場の期日）

第4条 市場は、次に掲げる休業日を除き毎日開場するものとする

。

(本場の部省略)

南部市場

日曜日(ただし、1月5日及び12月27日から12月30日までの日
曜日を除く。)、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1
月2日から1月4日まで及び12月31日

(食肉市場の部及び第2項省略)

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(省略)

南部市場 午前0時から午後12時まで

(省略)

(第2項省略)

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げるとおりとする。

(本場の部省略)

南部市場

青果部 2人

水産物部 2人

花き部 2人

(食肉市場の部省略)

(保証金の額)

第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる金額の範囲内で規則で定める。

(本場の部省略)

南部市場

| | |
|-----|-------------------|
| 青果部 | 300万円以上 1,600万円以下 |
|-----|-------------------|

| | |
|------|-------------------|
| 水産物部 | 300万円以上 2,400万円以下 |
|------|-------------------|

| | |
|-----|-------------------|
| 花き部 | 120万円以上 1,200万円以下 |
|-----|-------------------|

(食肉市場の部、第2項及び第3項省略)

(仲卸業者の数の最高限度等)

第17条 仲卸業者〔次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務を行う者をいう。以下同じ。〕の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類により次に掲げるとおりとする。

(本場の部省略)

南部市場

| | |
|-----|-----|
| 青果部 | 25人 |
|-----|-----|

| | |
|------|-----|
| 水産物部 | 47人 |
|------|-----|

| | |
|-----|----|
| 花き部 | 5人 |
|-----|----|

(食肉市場の部及び第2項省略)

(設置)

第81条の2 本市に、次のとおり市場取引委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 横浜市本場青果部市場取引委員会
横浜市本場・南部市場青果部市場取引委員会
- (2) 横浜市本場水産物部・鳥卵部市場取引委員会
横浜市本場・南部市場水産物部・鳥卵部市場取引委員会
- (3) 横浜市南部市場花き部市場取引委員会
- (3) (本文省略)
- (4)

別表第 1 (第 35 条第 1 項)

| 類別 | 取扱品目の部類 | 物 品 |
|-----|---------|--|
| 1 号 | 水産物部 | 生鮮まぐろ類その他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
| | 花き部 | 第 2 号又は第 3 号に掲げる花き以外のもの |
| | (省 略) | |
| 2 号 | (省 略) | |
| | 水産物部 | あじ、さばその他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの |
| | 花き部 | 菊及びカーネーションの切花、シクラメン及び日日草の花木 のはち植のもの、花壇用苗物並びに規則で定める切花及び花 木のはち植のもの |
| 3 号 | (省 略) | |
| | 水産物部 | 第 1 号又は第 2 号に掲げる生鮮水産物以外のもの及び生鮮水産物の加工品並びに規則で定める食料品 |
| | 花き部 | かきつばた及びほおずきの切花、そてつの枝物、花きのうち 加工されたもの並びに規則で定める切花、枝物及び花木のは ち植のもの |
| | (省 略) | |

別表第 2 (第 68 条第 1 項)

| 市場 | 種 別 | 使 用 料 の 額 |
|-------|---------------|------------------|
| (省 略) | | |
| | 卸売業者市 場使用料 | 卸売金額の 1,000 分の 3 |

| | | | | | |
|------------------------|-----------|-------------------|--|-----------|----------------|
| <u>南部</u> <u>市場</u> | <u>共通</u> | <u>仲卸業者市場使用料</u> | <u>仲卸業者が第 48 条第 2 項の規定に基づき買い入れた物品の販売金額の 1,000 分の 3</u> | | |
| | | <u>関連事業者市場使用料</u> | <u>卸売金額（生鮮食料品等の卸売に限る。）の 1,000 分の 3</u> | | |
| | | <u>卸売業者売場使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>300 円</u> |
| | | <u>仲卸業者売場使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>660 円</u> |
| | | <u>関連事業者店舗使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>1,050 円</u> |
| | | <u>事務室使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>830 円</u> |
| | | <u>屋上屋外使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>80 円</u> |
| | | <u>買荷保管所使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>430 円</u> |
| | | <u>倉庫使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>500 円</u> |
| | | <u>加工処理場使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>440 円</u> |
| | | <u>冷蔵庫使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>880 円</u> |
| | | <u>車庫使用料</u> | <u>1 平方メートルにつき</u> | <u>月額</u> | <u>400 円</u> |

| | | | | |
|----------|---------------------|-------------|----|---------|
| | 屋上駐車場 使用料 | 1 台につき | 月額 | 3,000 円 |
| | 通過貨物使 用料 | 10 キログラムにつき | | 50 円 |
| 青果 一部 | 卸売業者低 温売場使用 料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 900 円 |
| | 発酵室使用 料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 1,570 円 |
| | 仲卸業者冷 蔵庫使用料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 2,730 円 |
| 水産 物部 | 卸売業者低 温売場使用 料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 1,200 円 |
| | 魚腸骨集積 場使用料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 440 円 |
| | 鮮魚洗場使 用料 | 1 平方メートルにつき | 月額 | 400 円 |
| (省 略) | | | | |

(備考省略)

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項省略)

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(第3項から第11項まで省略)

**横浜市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止
に関する条例 (抜粋)**

(市議会の同意)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第2項の規定により、次に掲げる公の施設についてこれを廃止しようとするときは、市議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 中央卸売市場